サービス付き高齢者向け住宅の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法:公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

1. 登録基準

(※有料老人ホームも登録可)

登録戸数:151.667戸 (平成26年6月30日現在)

《ノノード》

- ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供) 「サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》

- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること

(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用につい て書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- 契約に従ってサービスを提供すること

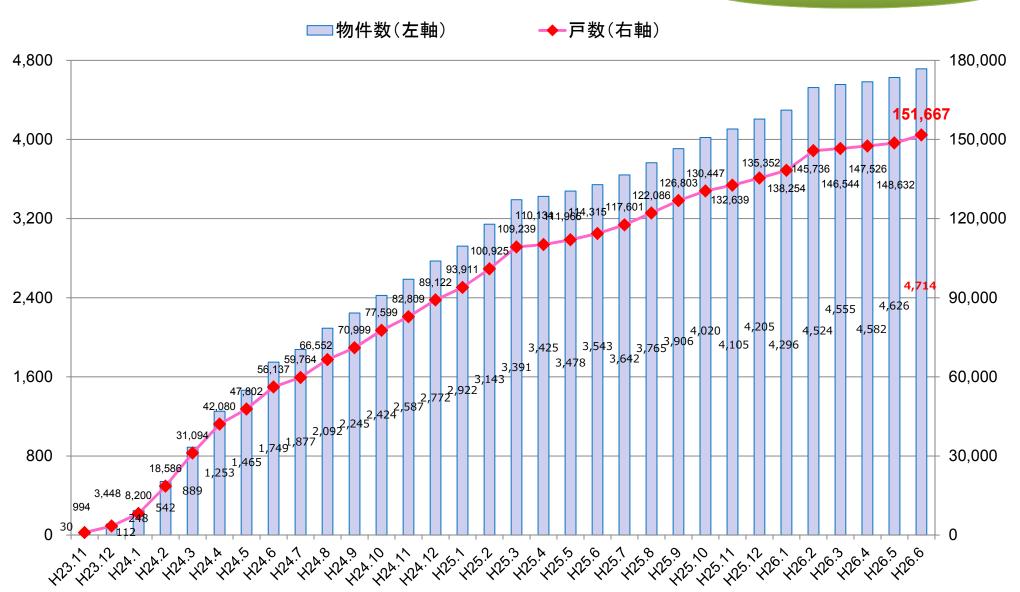
3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- 指示違反、登録基準不適合の 場合の登録取消し



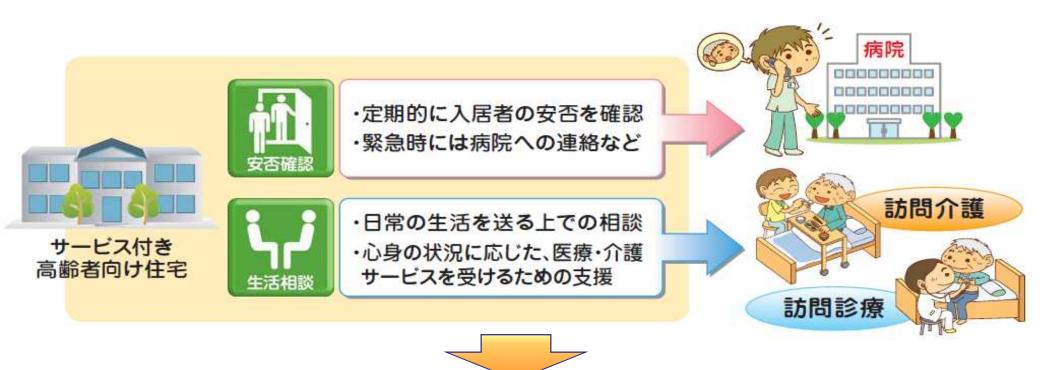
サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移





サービス付き高齢者向け住宅における「サービス」(①義務付けサービス)

- サービス付き高齢者向け住宅が必ず提供しなければならないサービスは、「安否確認」「生活相談」のみ。その他の「食事」、「介護(入浴、排せつの介助など)」、「生活支援(買い物代行、病院への送り迎えなど)」などのサービスが提供されるかどうかは、それぞれの住宅によって異なる。
- 安否確認や生活相談が必須であることから、いざというときには、適切な対応・サービスが受けられる環境(医療・介護へのつなぎ)が確保されている。

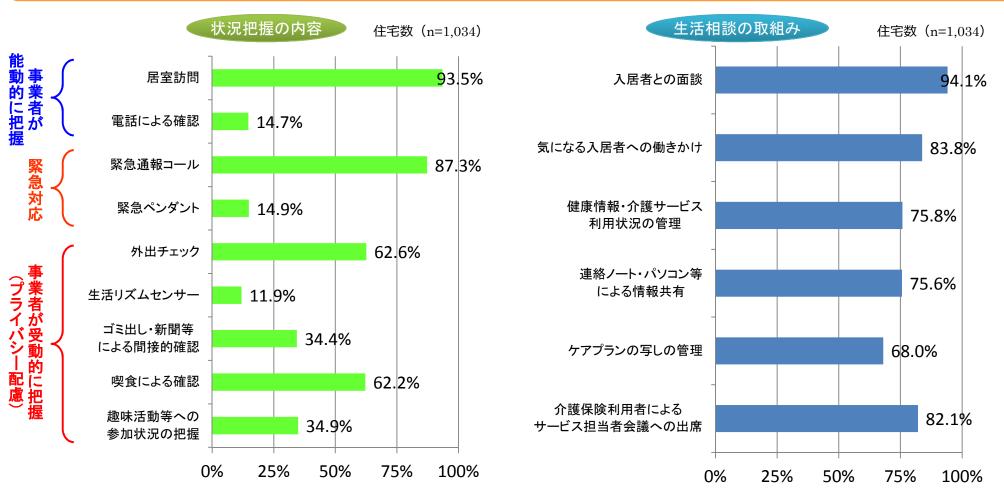


〇入居者は、自身の心身の状況に照らし合わせて、必要な医療・介護サービスを受けることができるよう、個別にサービス事業者と契約を結ぶ必要がある。

23

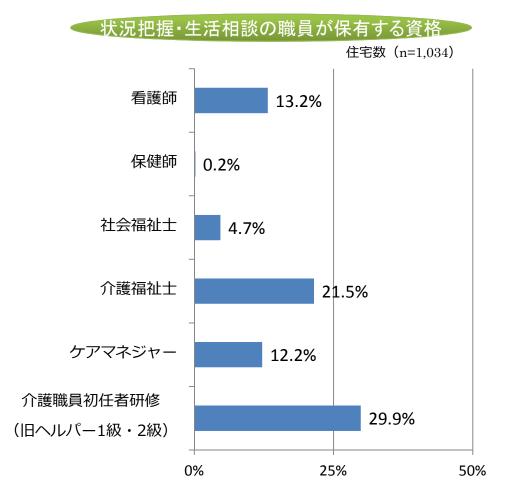
サービス付き高齢者向け住宅の状況把握等【実態調査】(平成25年7月)

- 状況把握に関しては、<u>『居室訪問』</u>などの直接的な方法が多いが、<u>『外出・喫食のチェック』</u>や<u>『リズムセン</u> <u>サーの活用』</u>などの間接的な方法も実施されている。また、<u>『緊急通報』</u>などの緊急時体制についても、一定 の整備が行われている。
- 生活相談に関しては、<u>『入居者との面談』による場合が最も多い</u>。また、様々な方法による<u>情報管理・共有に</u> <u>ついても一定の件数</u>が確認できる。

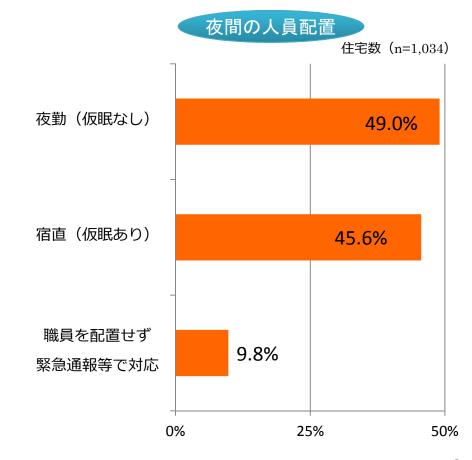


サービス付き高齢者向け住宅の職員配置【実態調査】(平成25年7月)

- 〇中心となる状況把握・生活相談の職員については、<u>『介護福祉士』や『介護職員初任者研修(旧ヘルパー1級・2</u> <u>級)』の資格を保有している職員が多い</u>。
- 〇『職員を配置せず緊急通報等で対応』とするものは9.8%と比較的少なく、<u>約9割が『宿直』又は『夜勤』の職員</u> による夜間の人員配置を行っている。



※ サービス付き高齢者向け住宅では、状況把握と生活相談が必須のサービスであり、日中は職員が建物に常駐し、夜間は緊急通報装置により、これらのサービスを提供する。



※ 平成25年度老人保健健康増進等事業 「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関する実態調査研究」

サービス付き高齢者向け住宅における「サービス」(②介護サービス)

- 〇 サービス付き高齢者向け住宅における業務は、介護保険法の規定に基づく業務ではないため、住宅事業者自身が行う「介護サービス」は、介護保険の適用外のサービスである。従って、住宅事業者が行う「介護サービス」の費用については、利用者が全額負担することとなる。
- なお、例外として、サービス付き高齢者向け住宅が「特定施設入居者生活介護」の事業所として指定を受けている場合は、住宅事業者自身が行う介護サービスにも介護保険が適用される。ただし、この場合はいわゆる外付けサービスではないことに注意が必要である。

